

令和 7 年度

設計資材価格等調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

設計資材価格等調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、東北農政局管内直轄工事の設計積算に用いる土木設計材料及び施設機械設計材料等（以下「土木設計材料等」という。）の単価を決定するため、市場価格の実態を把握し基礎資料を作成するものである。

(調査対象地域)

第1－3条

1. 定期単価調査

(1) 地区資材

調査対象地域及び地区範囲は、別紙1に示すとおりとする。

(2) 地域資材、市場単価、土木工事標準単価、仮設材賃料、機械器具賃料

調査対象地域は東北6県とする。

(3) 資源再生処理費

調査対象地域及び地区範囲は、別紙1に示す関係市町村及びそれに隣接する市町村の範囲内での処理業者を対象とする。

2. 随時調査

調査対象地域及び地区範囲は、別紙1に示すとおりとする。

3. 公共事業労務費調査

調査対象地域及び地区範囲は、別紙1に示すとおりとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1－4条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④ 業務成果品のミス、不備 等

審査項目

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

c) 品質管理体制が確保されているか。

d) 再委託先への支払いは適正か。

(管理技術者)

第 1－5 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－施工計画、施工設備及び積算
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	施工計画、施工設備及び積算
博士	農学	—
シビルコンサルティング マネージャー (RCCM)	農業土木	—
	施工計画、施工設備及び積算	—

(担当技術者)

第 1－6 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(保険加入)

第 1－7 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(著作物の使用等)

第 1－8 条

1. 著作物の取り扱い

受注者は、本業務のため作成し提供する成果物に著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条 第 1 項第 1 号に規定する著作物及び著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物(以下「著作物等」という。)が含まれる場合には、その利用に関する一切の責任を負うものとする。

また、当該著作物等が受注者の著作物でない場合は、受注者がその責任において当該著作物等の著作者から使用許諾を得て、あらかじめ権利問題等の解決を図っておくものとする。

2. 著作物の使用

発注者は、本業務の成果品のうち著作物等に該当する部分は、著作者の許諾を得た範囲内において、自由に使用、複製、展示、配布、改変、公表、頒布、譲渡、貸与等できるものとする。

3. 著作権の譲渡等

市販図書等による調査価格については、業務請負契約書第6条第1項、第2項及び第4項は適用しない。

第2章 作業条件

(適用図書等)

第2-1条

本業務は、次の図書等の最新版に適合する土木設計材料等の価格を調査するものとする。

1. 設計材料単価の決定に係るガイドライン（制定：令和3年12月27日付け3農振第2112号）及び東北農政局設計材料単価決定要領（最終改正：令和4年1月11日付け3北振第2272号）
2. 土木工事共通仕様書 農林水産省農村振興局（最終改正：令和6年3月22日付け5農振第3077号）
3. 施設機械工事等共通仕様書 農林水産省農村振興局（最終改正：令和6年3月22日付け5農振第3077号）
4. 公共建築工事標準単価積算基準（最終改定：令和6年3月25日国営積第11号）
5. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部（最終改定：令和5年3月24日付け国営建技第15号）
6. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部（最終改定：令和4年5月10日付け国営設第29号）
7. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部（最終改定：令和4年8月4日付け国営設第75号）

(単価調査の条件)

第2-2条

1. 調査価格
調査する土木設計材料等の調査単価は、メーカー又は流通業者（商社、特約店等）と民間企業との間で取引される「実勢価格」とする。
2. 荷渡し条件
土木設計材料等は工事「現場渡し」価格を原則とする。
ただし、土木設計材料等によって、これによりがたい場合は、通常行われている商習慣に従って、「工場渡し」及び「問屋倉庫渡し」等とし、その旨を報告書に記載する。
3. 決済条件
決済条件は、「現金決済」を原則とする。もしくはこれに準ずる商習慣とする。
なお、60日以内の支払いは、「現金決済」とみなすものとする。
4. 調査対象者の選定
 - (1) 調査対象者は、メーカー又は流通業者（商社、特約店等）の中から、信頼性の高い業者を選定するものとする。
 - (2) 資源再生処理費の調査対象者は、別紙1に示す関係市町村及びそれに隣接する市町村で地方自治体の産業廃棄物処分の許可を受けている業者とし、直轄事業実施地区で通常想定される範囲（直轄事業実施地区から概ね40km以内）の中間処理業者及び最終処分業者とする。

第3章 作業内容

(作業内容及び調査内容)

第3-1条

本業務における作業項目及び調査内容は、下表のとおりである。

【作業項目】

作業項目	作業内容
1. 定期単価調査	
(1) 毎月調査	毎月期に適用する一般調査対象材料及び特別調査対象材料の価格調査を行い報告する。
(2) 市場単価及び 土木工事標準単価調査	年3回、一般調査対象材料の価格調査を行い報告する。
(3) 次年度単価調査	次年度(令和8年4月期)に適用する一般調査対象材料及び特別調査対象材料の価格調査を行い報告する。
2. 随時調査	定期単価調査の対象とならなかった設計材料で、請負工事費の積算で必要が生じた都度価格調査を行い報告する。
3. 公共事業労務費調査	調査対象業者が記入してきた調査票の内容を確認する。また、審査で確認事項があった場合は、再ヒアリング及び調査表等の修正・訂正を行う。

【調査内容】

調査区分	区分	材料 区分	詳細 数量	調査時期 (単価期)
1. 定期単価調査				
(1) 毎月調査	(土木設計材料) 地区資材(Jコード [*])	一般調査	別紙2	令和7年4月上旬 ～翌年1月下旬 (5月～2月期)
		特別調査		
	(土木設計材料) 地域資材(Pコード [*])	一般調査		
		特別調査		
(2) 市場単価及び 土木工事標準単価調査	市場単価(Aコード [*])	一般調査		令和7年6、9、12月 (7、10、1月期)
	土木工事標準単価 (Aコード [*])	一般調査		
(3) 次年度単価調査	(土木設計材料) 地区資材(Jコード [*])	一般調査		令和8年1月下旬 ～2月上旬 (令和8年4月期)
		特別調査		
	(土木設計材料) 地域資材(Pコード [*])	一般調査		
		特別調査		

	市場単価(Aコード)	一般調査		
	土木工事標準単価 (Aコード)	一般調査		
	仮設材賃料 (Gコード)	一般調査		
	機械器具賃料 (Fコード)	一般調査		
		特別調査		
	資源再生処理費	特別調査		
2. 随時調査	別紙3のとおり	特別調査	別紙3	必要の都度
3. 公共事業労務費調査	—	—	30 工事	11 月(予定)

(調査及び価格決定方法)

第3-2条

1. 定期単価調査

(1) 一般調査

調査する土木設計材料等のうち、市販図書等に掲載されている資材の調査をいう。

市販図書等とは、一般財団法人建設物価調査会発行の「月刊建設物価(W e b 版含む)」、「季刊土木コスト情報」及び一般財団法人経済調査会発行の「月刊積算資料(電子版含む)」、「季刊土木施工単価」とする。

(2) 特別調査

調査する土木設計材料等のうち、市販図書等に掲載がない資材又は掲載があるが取引数量を超える場合の調査をいう。

調査を行う者は、メーカー又は流通業者(商社、特約店等)を母集団とし、その中から信頼度の高い業者を選定するものとする。

調査方法は、前述のメーカー等を訪問して行う「面接調査」及び電話で聞き取りを行う「電話調査」を基本とし、郵便・F A X 等による「通信調査」を併用して行うものとする。

また、必要に応じて購入者側である工事事業者に対する調査も行い、売り手側、買い手側の調査結果を比較して調査価格の妥当性の確認を行う。

特別調査による資材等の価格は、調査時点において、取引の実例(実勢価格)が最も多かった価格(最頻値)によるものとし、取引実績が少なく、価格の決定が困難なものについては類似資材の周辺価格、経済動向等を考慮した、適正な価格としなければならない。

(3) データ入力

調査結果データについて、別紙4「基礎単価平均化ツール入力シート入力規則」に従い、発注者より提供される入力シートに入力し提出するものとする。

2. 随時調査

(1) 調査方法

特別調査として、上記「1. 定期単価調査(2) 特別調査」に準じて行うものとする。

(2) 調査の報告

調査結果は、調査依頼時に示す調査報告期限内に監督職員に報告するものとするが、期限内に報告できない場合は、調査報告期限前にその理由を監督職員に申し出るものとする。

なお、調査報告期限は原則として依頼日を含め30日程度とする。

3. 公共事業労務費調査

(1) 調査対象工事件数

調査対象工事件数は、監督職員が指示した工事の内、調査票等の提出がなかった工事を除き、受注者が行う一次審査及び公共事業労務費調査地方連絡協議会（以下、「協議会」という。）が行う二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含むものとする。

(2) 調査日程表の作成

監督職員が指示した調査対象工事について、調査会場における審査の日程表を作成し、事前に監督職員に報告するものとする。また、調査日程を変更する場合は速やかに監督職員に連絡し、その承諾を得るものとする。

(3) 会場調査（一次審査）等

①オンラインシステムによる審査

調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）が、オンラインシステムにより提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票について、協議会発行予定の「公共事業労務費調査の「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に内容確認をする。

②調査会場における書面審査

調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）が、調査会場に持参し提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票について、協議会発行予定の「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に内容確認をする。

③補充調査

調査票等の記載内容について不備があった場合、電話等による補充調査を行う。

(4) 二次審査

協議会が行う二次審査で審査員からの疑義に対し、一次審査内容等についての説明を行うものとする。

(5) データ入力

全ての審査が終了した調査票について、調査票内容をデータ入力し、協議会が配付するシステムによりエラーチェックを実施したうえで、提出するものとする。

(6) 整理・集計

全ての審査が終了した調査票について、審査工事毎に有効無効標本数を整理するものとする。

（土木設計材料等価格調査資料の作成）

第3-3条

1. 一般調査

一般調査は、市販図書等を基に、価格決定の根拠資料（毎月調査変動状況）を作成するものとする。

2. 単価調査結果とりまとめ

下表の資材等について単価調査結果をとりまとめた単価表を作成するものとする。詳細は、監督職員と協議するものとする。

資 材 等	単価表様式	備 考
資源再生処理費	別紙5	

3. その他

監督職員が別途作成を指示した資料

(受注者内部の審査状況の提示)

第3-4条

監督職員が報告価格に対する受注者内部の審査状況について提示を求めた場合には、これに従わなければならない。

(再委託)

第3-5条

業務請負契約書第7条（一括再委託等の禁止）第1項に規定する「主たる部分」とは、「共通仕様書」の第1-28条に示すほか、下記の事項とする。

1. 調査実施にあたっての計画策定
2. 調査対象業者の選定
3. 市場価格調査（面接調査・通信調査）
4. 価格調査資料の作成
5. 報告価格の決定

(資料の貸与)

第3-6条

本業務における貸与資料は下記のとおりであるが、その取り扱いについては、十分留意するものとする。

1. 令和5年度設計資材価格等調査業務報告書
2. 公共事業労務費調査の手引き(令和6年10月公共事業労務費調査連絡協議会)

(業務の成果品質確保対策)

第3-7条

契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト参照）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図る。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については、変更する場合がある。

- ①業務計画の妥当性
- ②スケジュール
- ③設計変更内容

（2）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 業務確認会議において確認した事項については、発注者が打合せ記録簿に記録し、受注者と相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：業務着手時
中 間：業務中間時（次年度単価調査着手時）
最終回：業務完了時

打合せは原則として Web 会議システムにより実施するものとし、実施方法については初回打合せ前に監督職員に確認するものとする。やむを得ず対面による打合せを必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条

成果物は共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途1部提出するものとする。
2. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出）

第5-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。
宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目14-1
東北農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第3-1条に示す「作業内容及び調査内容」に変更が生じた場合
2. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
3. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
4. 履行期間に変更が生じた場合
5. 監督職員が定期単価調査の追加を指示した場合
6. 随時調査で調査対象資材品目数に変更が生じた場合
7. 公共事業労務費調査の対象工事件数が変更になった場合
8. 監督職員がその他の土木設計材料等の単価調査を指示した場合
9. 調査設計業務等の技術者基準日額についての運用に係る特例措置に基づき、受注者より旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議について、受注者から請求があった場合

10. その他

第7章 守秘義務

(守秘義務)

第7-1条

受注者は、本業務により知り得た情報、データ等を発注者の許可なくして公表又は引用してはならない。

また、データ等は受注者にて5年間保存するものとする。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙１】 調査対象地域及び地区範囲 （東北農政局管内）

次年度単価調査については、令和８年度欄の○を対象とする。

番号	地域	地区名	地 区 範 囲		令和７年度	令和８年度	Web建設物価 対応地区名	月刊積算資料 対応地区名
1	青森	市浦	津軽北部二期農業水利事業区域のうち	五所川原市（旧市浦村）	○	○	五所川原B	五所川原(市浦)
2		中泊	津軽北部二期農業水利事業区域のうち	中泊町（旧中里町）	○	○	中泊	中泊
3			十三湖農地防災事業区域のうち	中泊町（旧中里町）	○	○		
4		五所川原	浅瀬石川二期農業水利事業区域のうち	五所川原市（旧五所川原市）、板柳町、鶴田町	○	○	五所川原A	五所川原
5		つがる	津軽北部二期農業水利事業区域のうち	つがる市	○	○	鰯ヶ沢	鰯ヶ沢
6			十三湖農地防災事業区域のうち	つがる市	○	○		
7		弘前	浅瀬石川二期農業水利事業区域のうち	青森市（旧浪岡町）、黒石市、平川市、藤崎町、田舎館村	○	○	弘前	弘前
8	岩手	盛岡	岩手山麓農業水利事業区域のうち	盛岡市（旧玉山村字藪川を除く）、滝沢市	○	○	盛岡	盛岡
9			国営施設応急対策事業盛岡南部地区区域	盛岡市（旧盛岡市）、滝沢市、紫波町、矢巾町	○	○		
10			国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区区域	矢巾町	○			
11			山王海葛丸農業水利事業区域のうち	紫波町、矢巾町、	○	○		
12		盛岡（藪川）	岩手山麓農業水利事業区域のうち	盛岡市（旧玉山村字藪川）	○	○	花巻	花巻
13		花巻	和賀中央農業水利事業区域のうち	花巻市（豊沢を除く）	○	○		
14			山王海葛丸農業水利事業区域のうち	花巻市（旧石鳥谷町）	○	○		
15		花巻（豊沢）	豊沢川農業水利事業区域	花巻市（豊沢）	○			
16		奥州	国営造成土地改良施設整備事業猿ヶ石用水地区	花巻市（猿ヶ石）、北上市、奥州市（旧江刺市）	○		奥州	奥州
17		北上	和賀中央農業水利事業区域のうち	北上市	○	○	北上	北上
18	宮城	石巻	河南二期農業水利事業区域	石巻市（旧河南町）、東松島市	○	○	石巻A	石巻
19		栗原	国営造成土地改良施設整備事業迫川上流地区のうち	栗原市（旧栗駒町）※荒砥沢ダム 栗原市（旧花山村）※小田ダム	○		栗原	栗原
20		登米	国営造成土地改良施設整備事業中田地区	登米市（旧中田町）	○		登米	登米
21		古川	国営施設応急対策事業旧迫川区域	涌谷町	○	○	大崎	大崎
22		大河原	国営施設応急対策事業角田地区区域	角田市	○	○	大河原	大河原
23	秋田	横手	横手西部農業水利事業区域のうち	横手市	○	○	横手	横手
24			旭川農業水利事業区域のうち	横手市	○	○		
25			成瀬皆瀬国営施設応急対策事業区域のうち	横手市（旧増田町、旧平鹿町）	○	○		
26		大仙	横手西部農業水利事業区域のうち	大仙市	○	○	大仙	大仙
27			旭川農業水利事業区域のうち	大仙市、美郷町	○	○		
28		湯沢	成瀬皆瀬国営施設応急対策事業区域のうち	湯沢市（旧皆瀬村）	○	○	湯沢	湯沢
29		男鹿	八郎潟農業水利事業区域	大潟村	○	○	男鹿	男鹿
30	山形	鶴岡	最上川下流左岸農業水利事業区域	酒田市、庄内町	○	○	酒田、鶴岡A	酒田
31	福島	郡山	国営施設応急対策事業母畑地区のうち	須賀川市	○	○	郡山	郡山
32		古殿	国営施設応急対策事業母畑地区のうち	石川町、玉川村	○	○	古殿	古殿
33		白河	国営施設応急対策事業母畑地区のうち	白河市（旧東村）	○	○	白河	白河
34		羽鳥	羽鳥ダム管理事業区域	天栄村	○	○	－	－
35		喜多方・猪苗代	会津北部農業水利事業区域のうち	喜多方市、北塩原村	○		喜多方	喜多方
36			国営施設応急対策事業雄国山麓地区	喜多方市	○	○		
37		会津若松	会津南部農業水利事業区域	会津若松市、会津坂下町、湯川村、会津美里町	○		会津若松	会津若松
38			会津北部農業水利事業区域のうち	会津坂下町	○			

【別紙２】定期単価調査数量表

(１) 毎月調査（１ヶ月分）

※R7年5月～2月期

調査手法	区分	調査資材数	備考
一般調査手法	(土木設計材料) 地区資材	1,538資材	※定期刊行物 (建：902、積：636)
	(土木設計材料) 地域資材	16,148資材	※定期刊行物 (建：8376、積：7772)
特別調査手法	(土木設計材料) 地区資材	89資材	詳細は（４）に記載
	(土木設計材料) 地域資材	42資材	詳細は（５）に記載

(２) 市場単価 土木工事標準単価（１回分）

※R7年7月, 10月, 1月期

調査手法	区分	調査資材数	備考
一般調査手法	市場単価	4,260資材	※定期刊行物 (コ：2130、施：2130)
	土木工事標準単価	6,756資材	※定期刊行物 (コ：3378、施：3378)

(３) 次年度単価調査

※R8年4月期

調査手法	区分	調査資材数	備考
一般調査手法	(土木設計材料) 地区資材	1,397資材	※定期刊行物 (建：818、積：579)
	(土木設計材料) 地域資材	16,148資材	※定期刊行物 (建：8376、積：7772)
	市場単価	4,260資材	※定期刊行物 (コ：2130、施：2130)
	土木工事標準単価	6,756資材	※定期刊行物 (コ：3378、施：3378)
	仮設材賃料	4,128資材	※定期刊行物 (建：2070、積：2058)
	機械器具賃料	1,350資材	※定期刊行物 (建：672、積：678)
特別調査手法	(土木設計材料) 地区資材	261資材	詳細は（４）に記載
	(土木設計材料) 地域資材	1,111資材	詳細は（５）に記載
	機械器具賃料	24資材	詳細は（６）に記載
	資源再生処理費	511資材	詳細は（７）に記載

※定期刊行物の略称

建：建設物価、コ：土木コスト情報

積：積算資料、施：土木施工単価

(4) (土木設計材料) 地区資材 特別調査対象資材表

分類 1		分類 2		青森県					岩手県		
コード	名称	コード	名称	中泊	つがる	市浦	五所川原	弘前	盛岡	盛岡 (蔵川)	花巻
1	道路舗装材	1	アスファルト舗装材	1	1	1	0	0	1	19	0
2	生コンクリート (※1)	2	一般用生コンクリート	1	1	1	0	0	1	25	0
		3	舗装用生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0	0
		4	P C用生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	生モルタル	0	0	0	0	0	0	2	0
3	骨材, 土石材類	6	コンクリート用骨材	0	0	0	0	0	0	5	0
		7	道路用砕石	4	4	4	1	1	4	16	0
		8	山砂, 山土砂, 山土	2	2	2	2	2	2	3	2
		9	切込み砂利	0	0	0	0	0	1	1	0
		10	人工骨材	0	0	0	0	0	0	1	0
		11	割栗石, 栗石, 玉石, 雑割石	3	3	3	0	0	3	5	0
B0	東北独自	1	道路用砕石	0	0	0	0	0	1	1	0
		2	一般用生コンクリート (※1)	1	2	1	2	2	4	6	3
計				12	13	12	5	5	17	84	5

分類 1		分類 2		岩手県			宮城県				
コード	名称	コード	名称	花巻 (豊沢)	奥州	北上	石巻	栗原	登米	大河原	古川
1	道路舗装材	1	アスファルト舗装材	3	0	0	1	0	0	0	0
2	生コンクリート (※ 1)	2	一般用生コンクリート	4	0	0	2	0	0	1	0
		3	舗装用生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0	0
		4	P C用生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	生モルタル	2	0	0	0	0	0	0	0
3	骨材, 土石材類	6	コンクリート用骨材	0	0	0	0	0	0	0	0
		7	道路用砕石	3	0	0	3	0	0	3	0
		8	山砂, 山土砂, 山土	0	0	2	2	0	0	2	2
		9	切込み砂利	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	人工骨材	0	0	0	0	0	0	0	0
		11	割栗石, 栗石, 玉石, 雑割石	0	0	0	3	0	0	0	2
B0	東北独自	1	道路用砕石	0	0	0	0	0	0	1	0
		2	一般用生コンクリート (※ 1)	1	0	3	3	0	0	1	0
計				13	0	5	14	0	0	8	4

分類 1		分類 2		秋田県				山形県
コード	名称	コード	名称	大仙	横手	湯沢	男鹿	鶴岡
1	道路舗装材	1	アスファルト舗装材	1	1	0	0	0
2	生コンクリート （※ 1）	2	一般用生コンクリート	0	1	0	0	0
		3	舗装用生コンクリート	0	0	0	0	0
		4	P C用生コンクリート	0	0	0	0	0
		5	生モルタル	0	0	0	0	0
3	骨材，土石材類	6	コンクリート用骨材	0	0	0	0	0
		7	道路用砕石	1	1	0	0	1
		8	山砂，山土砂，山土	2	2	0	1	1
		9	切込み砂利	0	0	0	0	0
		10	人工骨材	0	0	0	0	0
		11	割栗石，栗石，玉石，雑割石	1	3	0	0	2
B0	東北独自	1	道路用砕石	0	0	0	0	0
		2	一般用生コンクリート（※ 1）	2	2	0	1	2
計				7	10	0	2	6

分類 1		分類 2		福島県						合計
コード	名称	コード	名称	喜多方・ 猪苗代	会津若松	羽鳥	郡山	古殿	白河	
1	道路舗装材	1	アスファルト舗装材	0	1	0	1	1	1	33
2	生コンクリート （※ 1）	2	一般用生コンクリート	3	2	0	0	0	0	42
		3	舗装用生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0
		4	P C用生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0
		5	生モルタル	0	0	0	0	0	0	4
3	骨材，土石材類	6	コンクリート用骨材	0	0	0	0	0	0	5
		7	道路用砕石	4	4	0	4	4	4	66
		8	山砂，山土砂，山土	2	2	0	2	2	2	41
		9	切込み砂利	1	1	0	1	1	1	7
		10	人工骨材	0	0	0	0	0	0	1
		11	割栗石，栗石，玉石，雑割石	4	4	0	3	3	3	45
B0	東北独自	1	道路用砕石	0	0	0	0	0	0	3
		2	一般用生コンクリート（※ 1）	2	2	0	1	1	1	43
計				16	16	0	12	12	12	290

(※1) は毎月調査対象資材

注) 別紙2 (1) 次年度調査数量について

「花巻(豊沢)」 「栗原」 「登米」 「会津若松」 は、R8年4月には含まないので、290-29=261資材となっている

別紙2 (3) 毎月調査数量について

生コンクリート類 89資材(42+4+43)には、冬期割増し(34)を含んでいる

(5) (土木設計材料) 地域資材 特別調査対象資材表

分類 1		分類 2		青森 県	岩手 県	宮城 県	秋田 県	山形 県	福島 県
コード	名称	コード	名称						
3	管材（鉄管類）	6	鉄管類	0	0	0	0	0	0
5	管材（塩ビ管）	12	硬質塩化ビニル管（※1）	7	7	7	7	7	7
10	ドレーン	28	ビニールフィルム	1	1	0	1	1	1
13	コンクリート二次製品類（水路用）	39	コンクリートマット	1	1	1	1	1	1
14	コンクリート二次製品類（土地改良）	41	用地境界杭	2	1	0	2	2	2
19	鋼材二次製品類	56	縮金具類	1	1	1	1	1	1
22	鋼材二次製品類（柵類）	63	安全防護柵類	0	0	0	0	2	0
24	鋼材二次製品類（かご類）	57	金網蛇かご類	4	4	4	4	4	4
27	電気材料及び機器	71	ケーブル・電線	3	3	3	3	3	3
		73	電柱	9	9	9	9	9	9
		74	照明	1	1	1	1	1	1
		75	配電機器	4	4	4	4	4	4
32	セメント	88	セメント混和剤	1	1	1	1	1	1
33	木材類	90	松丸太	6	6	6	6	6	6
		93	角材	3	3	3	3	3	3
		94	板材	2	2	2	2	2	2
34	燃料、油脂	95	燃料類	1	1	0	1	1	1
37	雑資材	103	コンクリートカッタ用ブレード	0	0	0	0	0	0
38	用地測量用資材	104	杭	3	3	3	3	3	3
43	印刷、製本、用紙	126	報告書	42	42	42	42	42	42
		127	外部媒体	2	2	2	2	2	2
50	法面資材	149	芝	1	0	0	1	1	1
B0	東北独自	5	接合部品（鋼管類）	0	1	0	0	0	0
		7	接合部品（鉄管類）	0	0	0	0	0	0
		8	異形管（鉄管類）	0	0	0	0	0	0
		13	接合部品（塩ビ管）	0	77	26	0	0	32
		21	仕切弁	0	11	0	0	0	0
		22	空気弁	0	8	0	3	0	18
		27	ウィーブホール	0	5	0	2	0	1
		28	ビニールフィルム	0	1	0	0	0	0
		33	道路用コンクリート製品	0	0	2	0	0	2
		34	コンクリートフリーフォーム類	0	72	16	9	0	34
		35	水路用鉄筋コンL型ブロック	0	8	0	1	0	0
		41	用地境界杭	1	0	0	1	0	1
		45	工場製作品	0	6	0	2	0	0
		56	縮金具類	0	0	1	0	0	1
		62	グレーチング・ステップ	1	15	3	1	1	17
		65	目地材類	10	14	12	7	2	15
		67	合成ゴムシート類	0	0	0	0	0	0
		70	シート	2	3	2	3	0	3
		71	ケーブル・電線	0	0	0	0	0	0
		76	電飾防止材	0	0	0	0	0	0
		82	硬質ポリエチレン製管類	0	0	0	0	0	0
		83	暗渠排水用水こう	0	0	2	0	0	3
		88	セメント混和剤	0	1	1	0	0	1
		92	木矢板	0	0	0	0	0	1
		98	塗料類	0	1	0	0	0	1
		104	杭	0	5	0	0	0	5
		105	コンクリート資材	0	1	1	0	0	1
		107	用地測量用資材	0	1	1	0	0	1
		108	ロープ類	0	1	1	1	0	1
		112	ウォータホース	0	1	0	0	0	0
		115	ボーリング	0	0	0	45	0	8
117	グラウト用資材	0	0	0	0	0	0		
119	軌条	0	0	0	0	0	0		
122	資料箱，筒，袋	0	0	0	2	0	1		
150	植生材料	0	0	0	0	0	0		
152	化学薬品	0	0	1	1	0	1		
151	その他	0	1	1	5	0	1		
計				108	325	159	177	99	243
合計				1,111					

(※1) 毎月調査対象資材

(6) 機械器具賃料 特別調査対象資材表

分類 1		分類 2		青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
コード	名称	コード	名称						
6	その他の機器	7	リフト台車	4	4	4	4	4	4
計				4	4	4	4	4	4
合計				24					

(7) 資源再生処理費 調査対象資材表

項 目		調査業者数	備 考
青森県	コンクリート・アスファルト	46	
	建設木くず・廃プラスチック	23	
	金属くず・建設汚泥	15	
	アスベスト	2	
岩手県	コンクリート・アスファルト	38	
	建設木くず・廃プラスチック	27	
	金属くず・建設汚泥	18	
	アスベスト	3	
宮城県	コンクリート・アスファルト	51	
	建設木くず・廃プラスチック	38	
	金属くず・建設汚泥	22	
	アスベスト	2	
秋田県	コンクリート・アスファルト	49	
	建設木くず・廃プラスチック	23	
	金属くず・建設汚泥	11	
	アスベスト	3	
山形県	コンクリート・アスファルト	19	
	建設木くず・廃プラスチック	11	
	金属くず・建設汚泥	4	
	アスベスト	1	
福島県	コンクリート・アスファルト	40	
	建設木くず・廃プラスチック	30	
	金属くず・建設汚泥	30	
	アスベスト	5	
計		511	

【別紙 3】 随時調査数量表

(1) 資材区分毎の数量は、下記のとおりとする。

番号	資材区分	単位	土木資材	施設機械資材	計	備 考
			品目数	品目数	品目数	
1	A－①	品目	79	56	135	※ 数量は想定
2	A－②	品目	3	1	4	〃
3	A－③	品目	2	0	2	〃
4	B－①	品目	25	0	25	〃
5	B－②	品目	3	0	3	〃
6	B－③	品目	3	0	3	〃
7	B－④	品目	0	0	0	〃
8	C－①	品目	19	44	63	〃
9	C－②	品目	1	0	1	〃
10	C－③	品目	1	0	1	〃
11	D－①	品目	0	48	48	〃
12	D－②	品目	0	0	0	〃
計			136	149	285	

(2) 資材区分の詳細については、下表によるものとする。

資材区分	区 分 内 容
A－①	図面の不要な資材。事務所・支部所在地において調査可能で、かつ調査対象業者が確保されている「物価資料等」掲載品目に準ずる標準品（原則として市中流通品）
A－②	上記にて、同一品目11規格以上20規格以下の調査を行う場合。
A－③	上記にて、同一品目21規格以上30規格以下の調査を行う場合。
B－①	図面の不要な資材。調査対象地区の生産拠点等を対象に、現地あるいは周辺地区に調査員が実査に入る必要があり、「物価資料等」掲載品目に準ずる標準品（原則として市中流通品）
B－②	上記にて、同一品目11規格以上20規格以下の調査を行う場合。
B－③	上記にて、同一品目21規格以上30規格以下の調査を行う場合。
B－④	上記B－①にて、遠隔地のため宿泊を伴うもの。
C－①	図面付き（図面が必要な）資材。指定図面に基づく仕様で調査を実施する資材であり、以下の範囲に入るものとする。 ①「物価資料等」の掲載品目に準ずる製品であり、調査先、見積依頼先の選定が比較的容易である。 ②当該資材または類似品の市場情報を保有し調査から報告までに比較的時間（工数）を要しないもの。
C－②	上記にて、同一品目11規格以上20規格以下の調査を行う場合。
C－③	上記にて、同一品目21規格以上30規格以下の調査を行う場合。
D－①	施設機械工事で使用する図面付き資材で、「物価資料等」の掲載品目に準じない、機械・電気設備等関連製品。（10規格以下又は5品目以下）または工事費を伴うもの。
D－②	上記にて、同一品目11規格以上20規格以下の調査を行う場合。

なお、上記についての解釈は以下のとおりとする。

- 1) 同一品目であっても調査時期が異なれば別品目扱いとする。
- 2) 図面付き資材（C資材）であっても、標準品として判断される場合は、AまたはB資材扱いとする。また、図面がなくても標準品として判断できない資材はC資材扱いとする。D－①で1品目当たりの規格数が1～3規格の場合は、5品目までを対象とする。
- 3) D－①で工事費を伴うものとは、施工業者を含めて調査が必要なものとする。

【別紙4】基礎単価平均化ツール入力シート入力規則

No	項目	必須	作業	作業頻度	担当	用途	備考
1	単価CD	○	自動	年	発注者		
2	枝番	●	自動	年	発注者	単価フィールド振分け	G, A, Wのみ必要
3	名称		自動	年	発注者		
4	規格		自動	年	発注者		
4'	単位数量	●	手動	年	発注者	仮設材の単位数量	G, W
5	単位		自動	年	発注者		
6	地区割	○	自動	年	発注者	局コード	W, Kは全国単価のため99を自動入力。
7	地区CD	●	自動	年	発注者	地区コード	W, Kは全国単価のため入力不可。
8	調査区分	○	手動	年	発注者/ 受注者	平均処理の方法 1：一般調査（平均処理対象） 2：特別調査（平均処理対象外） 3：指定調査（平均処理対象外） 9：平均対象外	
9	品目CD		手動	年	発注者/ 受注者	調査会単価のコード	
10	名称		手動	年	発注者/ 受注者	調査会単価の名称	
11	規格		手動	年	発注者/ 受注者	調査会単価の規格	
12	単位		手動	年	発注者/ 受注者	調査会保持単価の単位	
13	報告単価	○	手動	月	受注者	該当月の報告単価 処理対象の値	
14	頁		手動	月	受注者	調査会掲載図書の頁	
15	掲載誌		手動	月	受注者	調査会掲載誌の区分 物価調査会：建設物価「A」、Web建設物価 「X」、土木コスト情報「D」 経済調査会：積算資料「S」、積算資料電子 版「E」、土木施工単価「D」	14欄と組み合わせて表示
16	前回単価	○	手動	月	受注者	前月の報告単価	
17	変動率	○	手動	月	受注者	調査会単価の変動率 %単位、小数点以下2位丸め（第3位四捨五入） 例）3.876 → 3.88	
18	月号	○	手動	月	受注者	掲載誌の月号 西暦表記	
19	補正前単価		手動	月	受注者	調査会単価	
20	補正係数	●	手動	月	受注者	長期割引率	Fのみ
21	備考		手動		受注者	補正換算式等の記載	

凡例

○

：必須入力項目

●

：コードによって必須入力項目

※調査時点の最新の入力規則を使用する。

※調査会とは、市販図書等を発行している（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会を指す。

【別紙５】 資源再生処理費 単価表様式

コンクリート・アスファルト

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	リサイクル料金（焼却熱利用含む）			最終処分料金（最終処分前処理を含む）			受入条件
					有筋コンクリート	無筋コンクリート	アスファルト	有筋コンクリート	無筋コンクリート	アスファルト	

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。

建設木くず

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	リサイクル料金 （焼却熱利用含む）		最 終 処 分 料 金 （最終処分前処理を含む）		受 入 条 件
					伐 根	枝 葉	伐 根	枝 葉	

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。

金属くず

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	リサイクル料金 （焼却熱利用含む）	最 終 処 分 料 金 （最終処分前処理を含む）	受 入 条 件

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。

廃プラスチック（土木シート以外）

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	リサイクル料金 （焼却熱利用含む）	最 終 処 分 料 金 （最終処分前処理を含む）	受 入 条 件

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。

土木シート

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	リサイクル料金 （焼却熱利用含む）	最 終 処 分 料 金 （最終処分前処理を含む）	受 入 条 件

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。

建設汚泥

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	リサイクル料金 （焼却熱利用含む）	最 終 処 分 料 金 （最終処分前処理を含む）	受 入 条 件 （ダンプ・バキュームの別等）

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。

アスベスト

【単位:円】

番号	会社名	電話番号	処理場所在地	単位	最 終 処 分 料 金 （最終処分前処理を含む）	受 入 条 件

※産業廃棄物処理費には、消費税及び産業廃棄物税は含まないものとする。